

2014年
6月1日

No.188

さざなみ

〒520-2141

大津市大江6丁目23-24

浦谷貞子 気付

さざなみネット

(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)

TEL・FAX 077-545-5154

滋賀・憲法のつどいー守ろう平和・語ろう未来ー

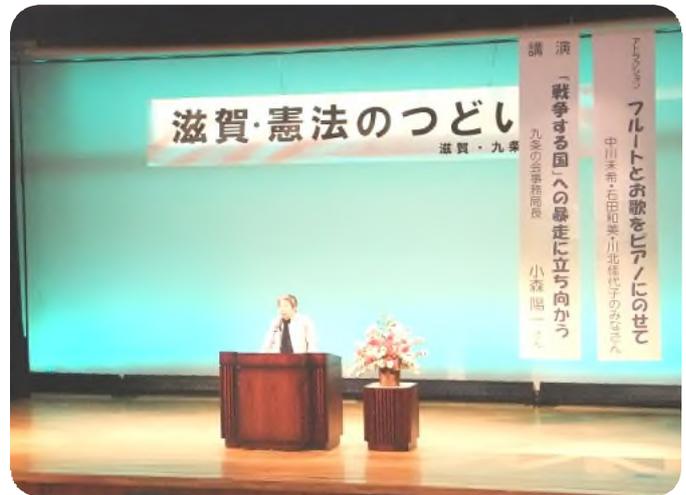
9条は世界に誇る日本の生命線

安倍晋三首相が集団的自衛権の行使容認を強行しようとする中、11日、近江八幡市G-NETしがで、「第10回滋賀・憲法のつどいー守ろう平和・語ろう未来ー」が開かれました。会場いっぱいの約450人が、さざなみネットから2人が参加、「戦争する国」づくり阻止へ、運動を強めようと決意を固めました。

つどいは、フルートと歌、ピアノのミニコンサートの後、全国「九条の会」事務局長で東京大学大学院教授の小森陽一さんが「『戦争する国』への暴走に立ち向かう」と題して講演しました。

小森さんは、歴代内閣が集団的自衛権を行使させようとしてきたが9条が阻止したと話し、解釈改憲で自衛隊が海外に出かけて命を奪われれば、「お国のために命を落とした」と大宣伝し、一気に軍事国家への道を突き進むという安倍首相の危険な狙いを明らかに。「自衛隊員の命を人身御供にして長期政権を狙うことを私たちは許さない」と決意を語りました。

また、改憲反対の世論を大きく広げている「九条の会」の運動の成果を強調。日本が戦争しない国であることに胸を張り、「九条が世界に誇る日本の生命線であることを明らかにしましょう」と



講演する小森陽一さん

呼びかけると、会場は大きな拍手で応えました。

集団的自衛権の行使とは、自衛隊が米軍などといっしょに海外で戦争することで、米国の戦争のために日本の若者の血を流すことだということがよくわかりました。今こそ日本国憲法を守るという1点で、安倍内閣を草の根からの世論で包囲し、暴走を阻むために行動したいと思いました。

(全労連の談話裏面)

キンカン行動 再稼働を断念せよ

滋賀キンカン行動が23日、JR膳所駅前から関西電力滋賀支店前までで取り組まれ、33人が参加。さざなみネットから2人が参加しました。



水芭蕉 岩波 美智子さん 画

【談話】「戦争する国」への改憲は、どのようなかたちでも断じて認められない - 「安保法制懇」最終報告と政府の「基本的方向性」表明にあたっての談話 -

5月15日、首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は「報告書」をとりまとめた。これを受けた安倍首相は、「報告書」がお墨付きを与えたとして、政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権を行使する「基本的方向性」を明らかにした。

これまでの政府の憲法解釈で容認するとしてきた「自衛のための武力行使」の範囲には、日本と密接な関係にある他国が攻撃をされた際の集団的自衛権も、国連の集団的安全保障措置に参加して武力を行使することも含まれていない。また、他国の領土や公海上で他国民に銃口を向け、殺害し、日本人を戦争に駆り立てて銃口の前に立たせる「武力行使」を現行憲法は認めていない。「報告書」も「基本的方向性」もこの点には全くふれず、国民的な議論も積み上げないまま、公表された。

60数年前の憲法制定国会で、憲法9条1項に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」するとの条文が付加された。この歴史の事実が示すように、日本国民は対話と外交努力によって国際平和の維持に努力することを国に求めている。

「我が国をとりまく安全保障環境の変化」があったとしても、現行憲法下では、紛争の解決を武力行使にゆだねることを国民の総意である憲法は原則として否定しているのである。

これが国民の意思であり、国政運営の基本原則として確立した憲法解釈を、安倍政権だけで変更し形骸化させることは、憲法に従った行政実施を求める立憲主義の原則にも反する。仮に、このような手法が認められるとすれば、憲法は国の基本法としての存在意義を失うばかりか、日本は法治国家としての前提を失うことにもなりかねない。

「報告書」を受け取った安倍首相は「基本的方向性」に基づく検討を与党に要請した。与党の検討は、集団的自衛権行使を想定する「限定事例」に基づいて行うこと、その際に領海や離島で他国の武装集団が不法行為を行っている場合の自衛隊の対応など、「グレーゾーン事例」から始めることとしている。

現実的に発生しえず、かつ個別的自衛権や警察権行使で対応可能な「事例」で自衛隊の活動領域を広げ、集団的自衛権行使につなげようとする「姑息」な論議手法と言わざるを得ない。

「安保法制懇」の構成や論議経過も含め、結論ありきで議論を誘導する非民主的な手法は、他国との武力行使という重大事を論議するには最も相応しくないものである。

集団的自衛権行使は許されないとしてきたこれまでの解釈を丁寧に説明し、そのどこを手直ししたら解釈変更が可能なのかを、少なくとも政府はよく説明した上で、国民的な議論を呼びかけるべきである。その最低の責任すら安倍政権は全く果たしていない。

憲法を守りいかす立場の人々や、あらゆる戦争に日本が参加することに反対する人々だけでなく、集団的自衛権を日本が行使するには明文改憲によらなければならないと考える人々も含め、多数の国民が安倍政権の解釈改憲の暴走に危機感を強め、反対の声をあげている。様々な世論調査でも、集団的自衛権の行使容認反対が賛成を上回っている。

全労連は、戦後最大の危機に憲法が直面している今、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を阻止するため、あらゆる立場の解釈改憲反対の人々と共同を追求し、国民運動を大きくするために奮闘する。

たたかいを全国で強めるためにも、500万筆を目指して取り組んでいる「かがやけ憲法署名」のとりくみを飛躍的に前進させるよう全国の組合員に強く訴える。

2014年5月15日

全国労働組合総連合

事務局長 小田川 義和

ひとこぼし

週に1〜2度JRで、大津まで通っている。山は新緑の色が増し、田は苗がすくすくと伸び、緑色が水に映えている。5月下旬から、所々に黄金色のところが見え、この色合いの対比が美しい。

麦が実っているのだ。季節を表す「72候」では、5月31日頃から6月5日頃までを「麦秋至」（麦のときいたる）という。

「麦秋」とは麦の取り入れをする季節のことで、今の時期、初夏にあたる。

1時間近くの電車は疲れるが、車窓からの景色に、とても心を癒やされる。

この美しい景色、環境を守っていきたい。

